

# 「学生支援緊急給付金」給付事業の案内について

家庭から自立してアルバイトにより学費等を賄っており、新型コロナウイルス感染症の影響でその収入が大幅に減少した場合で、下記要件に該当する学生は、関係書類を学生課に取りりに来てください。なお、不明な点については、学生課にお問い合わせください。

## 記

### 1 要件

◎ 以下の①～⑥を満たす者

- ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない
- ② 原則として自宅外で生活をしている
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比の50%以上減少）している
- ⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす
  - 1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
  - 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
  - 3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
  - 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
  - 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

### 2 申請期限（厳守）

令和2年6月17日